○四国地方整備局告示第四十八号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年三月三十一日

四国地方整備局長　三浦　真紀

(一)　路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

三十三号　高知県高岡郡日高村下分字桑ヶ渕一六九番二から同村下分字桑ヶ渕一七〇番一まで　四国地方整備局及び同局土佐国道事務所

供用開始の期日　平成二十七年三月三十一日

○四国地方整備局告示第四十九号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年三月三十一日

四国地方整備局長　三浦　真紀

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　五十六号及び百九十七号並びに三百八十号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
大洲市北只一七八番三から同市東大洲一七〇九番一まで	前	B　A　九・二〇～五・八〇〇メートル	四〇・〇〇〇メートル	
	後	B　A　九・二〇～五・八〇〇メートル 二〇・二〇～九八・〇〇〇メートル	五・八六〇キロメートル	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

(四)　図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局大洲河川国道事務所

○四国地方整備局告示第五十号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年三月三十一日

四国地方整備局長　三浦　真紀

(一)　路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

三十二号及び三百七十七号　丸亀市綾歌町岡田上字重永一六〇一番一から同市綾歌町岡田上字重永一六〇〇番一まで　四国地方整備局及び同局香川河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十七年三月三十一日九時

○四国地方整備局告示第五十一号

次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年三月三十一日から三十日間一般の縦覧に供する。

平成二十七年三月三十一日

四国地方整備局長　三浦　真紀

路線名　四国横断自動車道愛南大洲線

道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
宇和島市三間町則五六一番二から同市三間町則六〇番三地先まで	前	最大　三四・一〇メートル 最小　一一・三九メートル	〇・〇三四キロメートル
	後	最大　三四・一〇メートル 最小　二一・三九メートル	〇・〇三四キロメートル

図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局大洲河川国道事務所

○四国地方整備局告示第五十二号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年三月三十一日

四国地方整備局長　三浦　真紀

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　五十五号及び四百九十三号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
南国市物部字東横田七四三番一から高知市知寄町二丁目三一三番四まで	前	B・C　A　二〇・九五～六八・〇〇メートル	一一・二一五キロメートル	上記A・B・C・D・E及びFは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
		B・C・D・E・F　一〇・一四～四五・〇〇	一二・六一六	
	後	B・C・D・E・F　一〇・一四～四五・〇〇	一二・六一六	

(四)　図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局土佐国道事務所

○四国地方整備局告示第五十三号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年三月三十一日

四国地方整備局長　三浦　真紀

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

五十五号及び四百九十三号　南国市物部字東横田七一八番一から同市田村字梶ヶ久保甲五〇九番一まで　四国地方整備局及び同局土佐国道事務所

供用開始の期日　平成二十七年三月三十一日

○九州地方整備局告示第六十七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年三月三十一日

九州地方整備局長　金尾　健司

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　十号及び五十七号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
大分市金池町五丁目三一七九番六から同市大字大分字上井東四三〇五番四まで	前	A　一四・七〇～二〇・一四メートル	〇・二四〇キロメートル
		B　三〇・一五～一〇四・六四メートル	〇・六七三キロメートル
	後	B　二八・七五～五六・四八メートル	〇・六七三キロメートル

(四)　図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局大分河川国道事務所